だれもが安心して暮らせる社会をつくろう

We LOVE 25

生存権を保障する憲法25条は、
社会保障の充実を国の責務として規定しています。

社会保障は、赤ちゃんからお年寄りまで、
国民の誰もが受けられる制度であり基本的な権利です。

私たちは、憲法25条を暮らしと行政に活かし、国民一人ひとりが
充実した医療と福祉を享受できる社会をめざしています。

いのちを守る全医労、暮らしを守る全厚生

厚生省労働組合共闘会議（厚生共闘）

全日本国立医療労働組合（全医労）
〒170-0005　東京都豊島区南大塚1-48-3　TEL：03-5940-8600
http://zen-iro.or.jp/

全厚生労働組合（全厚生）
〒100-8916　東京都千代田区霞ヶ関1-2-2　TEL：03-3501-4881
http://zenkousei.jp/

厚生共闘は、国立ハンセン病療養所や国立病院機構、国立高度専門医療研究センターの職員でつくる全医労と、厚生労働省（厚生部門）やその関係機関、日本年金機構などの職員でつくる全厚生の共闘会議です。